

④ 単身赴任者に支給する旅費

Q : 当社は、単身赴任者が会議に出席する旅費を支給しています。この旅費は単身赴任者の帰宅費用にもなっていますが、課税上問題ありませんか？

A : 通常の場合は問題ありませんが、次の点に注意してください。

【解説】

所得税では、単身赴任者が職務遂行上の理由から旅行する場合に支給される旅費について、これに付随してその者が留守宅への帰宅のための旅行をしたときであっても、その旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取扱ってよいとされています。

したがって、これを満たす旅費については課税上問題ないのですが、次の点には留意しておいてください。

- ① 単身赴任者が、職務上の旅行を行った場合に支給される旅費の取扱いについては、単身赴任者が会議等のため職務遂行上の必要に基づく旅行を行い、これに付随して帰宅する場合に限られること
- ② この取扱いは、その性質上、月1回などの定量的な基準で非課税の取扱いをするということにはなじまないものであること
- ③ 帰宅のための旅行は、職務出張に付随するものであるから、その期間や帰宅する地域等においては、おのずと制約があること

